

15高建管第776号

平成16年3月29日

土木部各課長
土木部各出先機関長 様
港湾空港局各課長
港湾空港局出先機関長

土木部長

契約時における技術者の就業状況報告書の提出について（通知）

請負対象金額の大小を問わず全ての工事について、入札後契約前に現場代理人・技術者届の提出を求め、専任制、監理技術者等の必要な資格要件等を確認したうえで、契約を締結することとなっていますが、「高知県入札・契約制度に関する検討委員会」における「新たな入札・契約制度の実施に関する中間報告」の提言を踏まえ、更に技術者の適正な配置を確認するため、1千万円以上の土木一式工事（プレストレストコンクリートを除く。）を対象に試行を行うこととし、別添要領を定めましたので、通知します。

契約時における技術者の就業状況報告書の提出についての試行要領

1 目的

「高知県入札・契約制度に関する検討委員会」における「新たな入札・契約制度の実施に関する中間報告」の提言を踏まえ、技術者の適正な配置の確認を行う。

2 試行対象工事

請負対象金額（税込）が1千万円以上の土木一式工事。
（プレストレストコンクリートを除く。）

3 試行実施機関

土木部、港湾空港局等

4 事務手続き

落札決定時に、契約関係書類と一緒に別紙1の技術者就業状況報告書を落札業者に渡し、入札・契約制度の取扱いについて（平成15年3月27日付け14高監理第1442号土木部長通知）第1の7の（3）入札後契約前の取扱いに記載している「現場代理人・技術者届」と同時に提出を求める。

5 試行時期

平成16年4月1日以降に契約を締結するものから試行する。

別紙1

技術者就業状況報告書

平成 年 月 日

高知県知事 様

(請負者) 住所

氏名 印

技術者氏名	営業所専任	現在従事工事名	工事場所	工期	発注機関名	請負金額

- * 技術者とは、現在雇用している全ての技術者(建設工事において主任技術者又は監理技術者になり得る技術者)をいう。
- * 営業所専任については、現在雇用している全ての技術者のうち、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有する
その他営業所に専任で置かれている技術者に該当する場合は○印を記入する。
- * 発注機関名とは、建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人、民間、下請を含む。